

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成31年2月第34回総会を開会いたします。開会時間は午前10時10分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号2番岡本委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今回は議席番号2番岡本委員と、議席番号3番松本委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今回は1件の申請がありました。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番を説明いたします。議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)

申請内容にもありますように、受人は、既に申請農地について、利用権設定にて耕作してきました。

記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、小川地区における30a(3000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的にりようしていることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、小川地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。担当地区は小川地区となります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の小川地区の委員よりお願いいたします。

1番清水委員

はい。1番清水です。1月23日土曜日9時から農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。議案にある農地は、宅地、建物と併せて購入ということらしいです。宅地付近の畑は割と管理されている農地です。現状耕作していない農地もありますが、草刈り管理はされております。今後購入後に耕作をされるとのことです。現状耕作をできる状態の農地です。受人が経営する農地については、すべて管理、耕作されており、今後は借りている農地は返し、今回取得農地で頑張るとのことです。本人は若手で今後は期待される若手農業者ですので問題なしと判断しました。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。つづきまして議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番についてを議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第2号申請番号1番について記載事項を読み上げ、説明)

本件について、工事資金、土地代金に対しては、自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されております。また隣接農地の所有者からの同意については1名おりましたその方からは同意書をいただいております。

なお、本件の農地区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地、第3種農地に当たると判断されます。第3種農地は立地条件としては原則転用は許可されることとなっています。第3種農地の要件としては、申請地は鉄道の駅から半径300m以内にあることです。東武竹沢駅から約50mの距離です。駅からは近いですが市街化調整区域となっています。

最後に調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の竹沢地区の委員よりお願いいたします。

13番山田委員

はい。13番山田が報告いたします。2月21日木曜日午前10時より農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。申請地は現在線路沿いに介護施設を建築中です。隣接農地の同意書も添付されております。特に駐車場として使うにも問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより議案第2号申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、採決に入りたいと思います。只今の議案第2号申請番号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

はい。ありがとうございます。それでは賛成多数により、議案第2号申請番号1番は可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。つづきまして議案第2号申請番号2番についてを議案書で内容説明させていただく前に一言説明させていただきます。本申請は、平成30年9月25日総会で除外について審議していただき、承認した案件です。平成31年1月31日農業振興地域整備計画の変更により、除外が認められ、今回転用申請となりました。それでは、議案書を朗読いたします。

(議案第2号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)

なお、本申請の資金計画については全額融資で賄われ、融資証明書、融資申込書、添付されております。また隣接耕作者1名及び排水の放流先である水利組合からも同意書が添付されております。

なお、本件の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地、第1種農地に当たると判断されます。第1種農地は原則転用は不許可ですが、しかしながら、本件は不許可の例外の一つであります「地域の農業の振興に資する施設」にあたります。「地域の農業の振興に資する施設」については、農地法施行規則第33条に記載があり、第4号で「①住宅、②その他申請に係る土地の周辺地域に於いて、居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」とありますが、本申請目的の「自己用住宅」はこれに該当します。

最後に調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の八和田地区の委員よりお願いいたします。

9番櫻井委員

はい。9番櫻井が報告いたします。2月23日土曜日午前9時より農業委員5名、推進委員3名、合計8名で現地調査を行いました。申請地は北側道路、東南側が農地、西側が祖父の自宅になっております。近隣の農地に対する影響はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号2番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、この案件は可決承認されました。
なお、議案第2号は農地法第5条ですのでこの議案は原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程4、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。つづきまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番を議案書の朗読をもって報告させていただきます。議案書の朗読前に、全体説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、小川町長より、平成31年2月12日付で当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。今回の申請の合計は2件、2筆、1,305㎡です。

農家要件のない町民が、農地を借りて耕作できるという内容で、対象農地は100㎡～1,000㎡未満ということで、回覧おがわ1月号に掲載させていただきました。初めての運用、お知らせのため、問い合わせや相談は多数ありましたが、申請に至ったものは今回の2件のみです。

今回の利用権は「解除条件付き」ということで、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に記載されています。また、小川町には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」というものがありますが、「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」にも要件、計画内容が記載されております。農地を適正に利用していないという場合には、賃借を解除する旨の条件が付いております。

それでは、申請番号1番について議案書を朗読いたします。

(議案第3号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)

最後に調査地区は小川地区となります。以上、説明とさせていただきます。

議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を調査区担当の小川地区の委員よりお願いします。

6番田端委員 はい。6番田端が説明します。2月23日土曜日午前9時から、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査をしました。受入は霜里学校で今もいろいろ学んでいる人です。現地はすでに耕耘してある土地で、これから耕作をしていくには問題ないと思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。まずはじめに、農業委員の皆様より質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いします。

8番根岸委員 はい。

- 議長 はい。根岸委員。
- 8 番根岸委員 8 番根岸です。参考までに、これからどういうものを作っていくのか教えてください。
- 6 番田端委員 6 番田端です。自分も地元なので、地元農家でその土地にあう耕作物を教えていければと思います。
- 議長 はい。ありがとうございました。ほかにありますか。
- (挙手なし)
- 議長 つづきまして、推進委員の皆様、いかがでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 それではこれより採決に入りたいと思います。ただいまの議案第3号申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございました。全員賛成により可決承認されました。つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。つづきまして申請番号2番について、議案書の朗読をもって説明いたします。
(議案第3号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)
最後に調査地区は八和田地区になります。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。
それでは現地調査報告を調査区担当の八和田地区の委員よりお願いします。
- 7 番田下委員 はい。7 番田下が報告します。2月23日土曜日午前9時から、農業委員5名、推進委員3名、合計8名で現地調査をしました。受人は5年ほど前から農業に従事していますが、小川町で農業をしたいという意思があり、これから頑張っていってほしいと思います。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。まずはじめに、農業委員の皆様より質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- それでは推進委員の皆様いかがでしょうか。
- (挙手なし)

議長

特にないようですので採決にはいります。ただいまの議案第3号申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。

今月は報告案件はありません。

つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これもちまして平成31年2月第34回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午前11時1分です。